

毎週月・水・金曜日発行

富山県報

令和4年3月25日

金曜日

号外(4)

目次

規則	
○富山県大学生等留学支援奨学資金貸与条例施行規則	1

~~~~~

## 規則

~~~~~

富山県大学生等留学支援奨学資金貸与条例施行規則を公布する。

令和4年3月25日

富山県知事 新田 八朗

富山県規則第14号

富山県大学生等留学支援奨学資金貸与条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、富山県大学生等留学支援奨学資金貸与条例（令和4年富山県条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(貸与の申請)

第2条 奨学資金の貸与を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、奨学資金貸与申請書（様式第1号）に学校長（申請者が在学している大学等の長をいう。以下同じ。）の推薦書（様式第2号）その他知事が必要と認める書類を添えて、別に定める日までに当該学校長を経由して知事に提出するものとする。

(貸与の決定等)

第3条 奨学資金の貸与を受ける者の選考は、前条の規定により提出された書類の審査及び面接によって行うものとする。

2 知事は、前項の選考を行ったときは、その結果を学校長を経由して申請者に通知するものとする。

3 申請者は、前項の規定による奨学資金の貸与を決定した旨の通知を受けたときは、当該通知を受けた日から30日以内に保証人と連署した誓約書（様式第3号）を知事に提出するものとする。

（貸与の方法等）

第4条 奨学資金は、一括して貸与する。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

2 条例第3条第1項の規則で定める額は、次の各号に掲げる留学の期間の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の範囲内において知事が定める額とする。

(1) 学年の半期以上1学年未満 50万円

(2) 1学年以上 100万円

（保証人）

第5条 条例第4条第1項の規定により申請者が立てなければならない保証人は、2人とする。

2 前項の保証人は、奨学資金の貸与を受けた者と連帯して債務を負担する能力を有する者（未成年者を除く。）であって、そのうち1人は申請者と生計を別にする者とする。

（借用証書）

第6条 奨学資金の貸与を受けている者（次項及び第11条において「奨学生」という。）は、留学先から帰国した日から30日以内に保証人と連署した奨学資金借用証書（様式第4号）を知事に提出するものとする。

2 奨学生（条例第5条第4号に掲げる事由に該当する場合にあっては、その保証人）は、前項に規定する日前に同条の規定により奨学資金の貸与を取り消されたときは、直ちに奨学資金借用証書を知事に提出するものとする。

（返還の方法）

第7条 条例第7条の規定により奨学資金を返還する者は、同条各号に掲げる事由が生じた日から30日以内に奨学資金返還計画書（様式第5号）を知事に提出するものとする。

2 奨学資金の返還は、条例第7条各号に掲げる事由が生じた日（条例第8条各号に掲げる事由のいずれかに該当するものとして同条の規定により返還の猶予を受

けた場合にあつては、当該各号に定める期間の末日)の属する月の翌月から6月の据置期間を含めて4年6月以内に、年賦又は半年賦の均等払により行うものとする。ただし、繰り上げて返還することを妨げない。

(返還の猶予)

第8条 条例第8条の規定により返還の猶予を受けようとする者は、同条各号に掲げる事由が生じた日から30日以内に奨学資金返還猶予申請書(様式第6号)を知事に提出するものとする。

2 条例第8条第3号から第5号までの規定のいずれかに該当することにより返還の猶予を受けている者は、在職証明書(様式第7号)又はこれに代わるものとして知事が認める書類を毎年4月末日までに知事に提出するものとする。

(返還の免除)

第9条 条例第9条の規定により返還の免除を受けようとする者(同条第2号に掲げる事由に該当する場合又は心身の故障その他やむを得ない事由により自ら提出することができない場合にあつては、その保証人)は、奨学資金返還免除申請書(様式第8号)を同条各号に掲げる事由のいずれかに該当するに至った日から30日以内に知事に提出するものとする。この場合において、同条第1号に掲げる事由に該当することにより返還の免除を受けようとする者は、同条の規定により返還の免除を受けたと仮定した場合における奨学資金返還計画書を併せて提出するものとする。

2 条例第9条第1号の規則で定める期間は、次の各号に掲げる期間とし、当該期間に係る免除の額は、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 3年間 貸与額の全額
- (2) 2年間 貸与額の3分の2に相当する額
- (3) 1年間 貸与額の3分の1に相当する額

(在職期間等)

第10条 条例第9条第1号に規定する条例第8条第3号に規定する法人等に在職した期間、同条第4号に規定する法人等の県内に所在する事業所等に勤務した期間又は同条第5号に規定する事業に従事した期間(以下「在職期間等」という。)を計算する場合においては、それぞれ当該各号に定める期間における在職期間等

の開始の日の属する月から当該在職期間等の終了の日の属する月までを算入するものとする。

(届出)

第11条 奨学生（心身の故障その他やむを得ない理由により自ら届出をすることができない場合にあつては、その保証人）は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、直ちに知事に届け出るものとする。

- (1) 奨学生又は保証人の氏名、住所、職業その他これらに準ずる重要な事項に変更があつたとき。
- (2) 保証人が死亡し、又は破産手続開始の決定を受け、その他保証人として適当でない事由が生じたとき。
- (3) 退学し、又は転学したとき。
- (4) 休学し、又は留年（同一の学年の課程を再履修することをいう。）したとき。
- (5) 留学を取りやめたとき。
- (6) 奨学資金の貸与を受けることを辞退するとき。

2 奨学生であつた者で奨学資金の返還を完了していないもの（心身の故障その他やむを得ない理由により自ら届出をすることができない場合にあつては、その保証人）は、前項第1号から第4号までのいずれかの事由に該当するに至つたとき、又は就業状況に異動があつたときは、直ちにその旨を知事に届け出るものとする。

3 保証人は、奨学生が死亡し、又は奨学生であつた者が奨学資金の返還を完了する前に死亡したときは、直ちにその旨を知事に届け出るものとする。

(雑則)

第12条 この規則に定めるもののほか、奨学資金の貸与に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

様式第1号 (第2条関係)

奨学資金貸与申請書

年 月 日

富山県知事 殿

ふりがな

申請者

生年月日

私は、将来、県内において就業しようとする意志があり、富山県大学生等留学支援奨学資金の貸与を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

貸与申請額				円
住所	郵便番号			
	電話番号 電子メールアドレス			
在学学校	※大学大学院		※修士課程・博士課程（前期・後期・医学）	
	研究科		専攻	
	大学 高等専門学校 専修学校	課程	科	
第 学年（年次）				
※入学 ・ 編入学 年 月 卒業見込 年 月				
所在地				
履歴	（学歴、職歴、留学経験等を空白期間のないよう記入すること。）			
外国語能力	（取得した資格を記入すること。同種の資格については、最上級のもののみ記入すること。）			
保証人	氏名		年 月 日生	続柄
	住所	郵便番号		
		電話番号		
	職業及び勤務先			
氏名		年 月 日生	続柄	

住所	郵便番号	
	電話番号	
職業及び勤務先		
留学先	国名	
	所在都市名	
	使用言語	
	大学又は教育機関の名称	
	学部、学科等の名称	
	修学内容	
	留学期間	年 月 日から 年 月 日まで
	出国予定日	年 月 日

備考 ※は、該当のものを○で囲むこと。

様式第2号（第2条関係）

推薦書

氏名		推薦順位	人中	位
在学学校	※大学大学院	※修士課程・博士課程（前期・後期・医学）		
	研究科	専攻		
	大学	課程	科	
	高等専門学校	学部		
	専修学校	第 学年（年次）		
学業成績の 評定平均値	※大学 ・ 高等専門学校 ・ 専修学校 ・ 高等学校			
	※3段階評価・4段階評価・5段階評価			
	評定	教科（科目）数	評定値	
	5 × ()	=	()	
	4 × ()	=	()	
	3 × ()	=	()	
2 × ()	=	()		
1 × ()	=	()		
合計	()	=	()	
評定平均値＝評定値の合計／教科（科目数）の合計＝ ()				
特記事項				
<p>上記の者は、富山県大学生等留学支援奨学資金の貸与を受ける者として適当と認め、推薦します。</p> <p>年 月 日</p> <p>富山県知事 殿</p> <p style="text-align: right;">学校長</p>				

備考

- ※は、該当のものを○で囲むこと。
- 評定値は、評定ごとに該当する教科（科目）数を乗じて計算すること。
- 評定平均値は、評定値の合計を教科（科目）数の合計で除し、小数第1位まで記入すること（小数第2位まで算出し、四捨五入すること。）。
- 評定平均値の作成に用いた学業成績証明書を添付すること。

様式第3号 (第3条関係)

誓約書

年 月 日

富山県知事 殿

本人 決定番号

氏名 印

保証人 氏名 印

保証人 氏名 印

私は、富山県大学生等留学支援奨学資金の貸与を受けるに当たり、富山県大学生等留学支援奨学資金貸与条例及び富山県大学生等留学支援奨学資金貸与条例施行規則の規定を守り、奨学資金の返還その他の義務について保証人と連帯して誠実に履行することを誓約します。

本人	氏名			
	住所	郵便番号	電話番号	
保証人	氏名		年 月 日	生続柄
	住所	郵便番号	電話番号	
	氏名		年 月 日	生続柄
	住所	郵便番号	電話番号	

備考 保証人の印鑑証明書を添付すること。

様式第4号 (第6条関係)

奨学資金借用証書

年 月 日

富山県知事 殿

本人 決定番号

氏名 印

保証人 氏名 印

保証人 氏名 印

借用金額 円

私は、上記のとおり富山県大学生等留学支援奨学資金の貸与を受けました。

ついては、富山県大学生等留学支援奨学資金貸与条例及び富山県大学生等留学支援奨学資金貸与条例施行規則の規定に従い、保証人と連帯して遅滞なく返還します。

本人	氏名		年 月 日生
	住所	郵便番号	電話番号
	大学等の名称及び所在地		
保証人	氏名		年 月 日生 続柄
	住所	郵便番号	電話番号
	職業及び勤務先		年間収入金額 円
	氏名		年 月 日生 続柄
	住所	郵便番号	電話番号
	職業及び勤務先		年間収入金額 円

備考 保証人の印鑑証明書を添付すること。

様式第5号（第7条、第9条関係）

奨学資金返還計画書

年 月 日

富山県知事 殿

本 人 決定番号

氏名

保証人 氏名

保証人 氏名

富山県大学生等留学支援奨学資金貸与条例施行規則（以下「規則」という。）
 ※第7条第1項の規定により次のとおり奨学資金を返還したいので承認してくだ
 ※第9条第1項
 さるようお願いいたします。

借用金額		円		
免除承認予定額		円		
返還債務額		円		
返還方法	※ 年賦 ・ 半年賦			
返還期間	年 月から 年 月まで（ 回）			
返 還 計 画	年 月	円	年 月	円
	年 月	円	年 月	円
	年 月	円	年 月	円
	年 月	円	年 月	円

備考

- ※は、該当のものを○で囲むこと。
- 「免除承認予定額」及び「返還債務額」の欄は、規則第9条第1項の規定によりこの計画書を提出する場合のみ記入すること。

様式第6号（第8条関係）

奨学資金返還猶予申請書

年 月 日

富山県知事 殿

本人 決定番号

住所

氏名

富山県大学生等留学支援奨学資金貸与条例施行規則第8条第1項の規定により次のおり富山県大学生等留学支援奨学資金の返還の猶予を受けたいので申請します。

借用金額	円
猶予を受けようとする期間	年 月から 年 月まで
猶予を受けようとする事由	

備考 猶予を受けようとする事由に該当する旨を証する書類を添付すること。

様式第8号（第9条関係）

奨学資金返還免除申請書

年 月 日

富山県知事 殿

本人 決定番号

住所

氏名

富山県大学生等留学支援奨学資金貸与条例施行規則第9条第1項の規定により次のとおり富山県大学生等留学支援奨学資金の返還の免除を受けたいので申請します。

借用金額		円
免除申請額		円
返還債務額		円
免除を受けようとする事由		
経歴		
法人等の名称及び主たる事務所の所在地（条例第8条第5号に規定する事業に従事した場合にあっては、当該事業を行う場所の所在地）	就業場所 ※主たる事務所の所在地が県外の場合に記入	在職期間等
		年 月 日から 年 月 日まで
		年 月 日から 年 月 日まで
		年 月 日から 年 月 日まで

備考

- 1 免除を受けようとする事由に該当することを証明する書類を添付すること。
- 2 記入欄が足りない場合は、適宜行を挿入すること。

